

議第94号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年4月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第23条の3の2の見出しおよび同条第1項中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第2項中「もしくは単身児童扶養者である者」を削り、「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第37条第1項第1号中「次号」の右に「および第3号」を加え、同号イ中「第72条の24の7第5項各号」を「第72条の24の7第6項各号」に改め、同項第2号中「電気供給業」の右に「（次号に掲げる事業を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。第38条の3第2項および第3項において「小売電気事業等」という。）および同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。第38条の3第2項および第3項において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に

定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額

イ 第1号イに掲げる法人 収入割額および所得割額の合算額

第37条の2第3項中「前条第1項第1号ア」の右に「または第3号ア」を加え、同条第5項の表第38条の3第1項第1号および第3項第1号ならびに第38条の5第1項の項中「第3項第1号ならびに第38条の5第1項」を「第4項第1号」に改め、同表第38条の3第1項第3号および第3項第3号の項中「第3項第3号」を「第4項第3号」に改め、同項の次に次のように加える。

第38条の3第3項第1号	合計額	合計額（受託法人であるものにあつては、アに掲げる金額）
--------------	-----	-----------------------------

第37条の2第5項の表第38条の3第3項の項中「第38条の3第3項」を「第38条の3第4項」に改め、同表に次のように加える。

第38条の5第1項	第37条第1項第1号アに掲げる法人	第37条第1項第1号アに掲げる法人で固有法人であるもの
	同号イに掲げる法人	同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人（同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	同項第3号アに掲げる法人	同項第3号アに掲げる法人で固有法人であるもの

第38条第1項中「事業の」を「事業税の」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割 各事業年度の所得
- (4) 収入割 各事業年度の収入金額

第38条第2項中「資本金等の額および所得ならびに同項第2号」を「同項第2号の資本金等の額、同項第3号の所得および同項第4号」に改める。

第38条の3第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同項第2号中「第72条の24の7第5項」を「第72条の24の7第6項」に改め、同条第2項中「電気供給業」の右に「（小売電気事業等および発電事業等を除く。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等および発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

- イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額
- (2) 第37条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

第38条の5第1項中「所得割()を「所得割等()に、「掲げる法人にあつては、」を「掲げる法人の」に、「とする」を「または同号イに掲げる法人の所得割をいう」に、「収入割」を「収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割および資本割または同号イに掲げる法人の収入割および所得割をいう。）」に改め、同項第1号アおよびイ中「第72条の25第14項」を「第72条の25第16項」に改める。

第39条の2第11項第2号中「第73条第1項第22号」を「第73条第1項第24号」に改め、同項第3号中「第205条第1項第22号」を「第205条第1項第24号」に改める。

第40条の5第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(第3号または第4号に係る部分に限る。）」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(第1号または第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等について、第40条の7第1項または第3項の規定による申告書に前項(第1号または第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡しまたは消費等が同項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第40条の7第1項中「第40条の5第2項」を「第40条の5第3項」に改める。

付則第4条の5中「第41条の17の2第1項」を「第41条の17第1項」に改める。

付則第7条の4中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付則第8条第2項中「第13項」を「第11項」に改め、同条第5項中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第7項を削り、同条第8項中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第9項を第8項とし、第10項から第12項までを1項ずつ繰り上げ、同条第13項中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第109条の6第2項第1号」を「第109条の15第2項第1号」に、「第109条の8」を「第109条の17」に、「第109条の6第1項」を「第109条の15第1項」に、「同条第10項」を「同条第15項」に、「第46条第17項」を「第46条第26項」に、「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項を同条第14項とする。

付則第10条の2の6第1項の表電気供給業を営む者の項を削る。

付則第12条第4項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付則第13条の2第1項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に、「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改め、同条第4項中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に、「同項第12号」を「同項第13号」に改める。

付則第13条の2の2中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改める。

付則第18条中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、付則第8条第14項の改正規定（「第109条の6第2項第1号」を「第109条の15第2項第1号」に、「第109条の8」を「第109条の17」に、「第109条の6第1項」を「第109条の15第1項」に、「同条第10項」を「同条第15項」に、「第46条第17項」を「第46条第26項」に改める部分に限る。）は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第45条の3の2第1項に規定する給与について提出する新条例第23条の3の2第1項に規定する申告書について適用する。
- 4 新条例第23条の3の2第2項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受け除く。）について提出する新条例第23条の3の2第2項に規定する申告書について適用する。

(事業税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 7 新条例付則第10条の2の6第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽

油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

議第94号
専決処分につき承認を求めることについて